

議事日程第2号

平成26年9月11日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～4番）

日程第3 議案の委員会付託 11件

認定第1号 平成25年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成25年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成25年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第43号 御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定について

議案第44号 御嵩町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第47号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第48号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第49号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第4 議案の審議及び採決 5件

議案第38号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

議案第39号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第40号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第41号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第42号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について

出席議員（11名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	8番 植松康祐	9番 大沢まり子
10番 岡本隆子	12番 谷口鈴木男	

欠席議員（1名）

11番 佐谷時繁

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 瀬瀬久美
教育長 高木俊朗	総務部長 寺本公行
民生部長 田中康文	建設部長 奥村悟
企画調整 担当参事 葛西孝啓	教育参事兼 学校教育課長 田中秀典
総務防災課長 山田徹	企画課長 各務元規
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 須田和男	亜炭鉱廃坑 対策室長 鍵谷和宏
税務課長 若尾要司	住民環境課長 大鋸敏男
保険長寿課長 加藤暢彦	福祉課長 佐久間英明
農林課長 石原昭治	上下水道課長 亀井孝年
建設課長 伊左次一郎	会計管理者 水野嘉博
生涯学習課長 田中宣行	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾昌文	議会事務局 書記 渡辺一直
--------------	------------------

開議の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

なお、佐谷時繁議員から、本日欠席する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

また、ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 山口政治君、3番 安藤雅子さんの2名を指名します。

一般質問

議長（加藤保郎君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも、簡潔・明瞭にされるようお願ひします。

1番 高山由行君。

パネル等を活用しての質問の申し出がありましたので、これを許可します。

1番（高山由行君）

おはようございます。

今回も私、トップバッターということで緊張しておりますが、質の高い質問ができるように、頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長のお許しをいただきましたので、大項目で2点ほど質問をさせていただきます。

1点目、2点目の質問とも、寺本総務部長にお答えいただきますので、今回は一括質問とさせていただきます。2点目の質問の最後に、渡邊町長にも少しお伺ひしますので、御答弁のほうよろしくお願ひします。

まず、1点目の質問であります。防災・減災の関係で、土砂災害を中心に何点かお伺ひし

ます。

全世界に発生している異常気象が起因とされる大災害は、50年に1度、100年に1度の集中豪雨、超大型台風の発生など、日本においても想定外を想定しなくてはならない時代になってきました。御嵩町でも、近年では7・15災害や9・20災害のような人命が脅かされる大雨による河川の増水や地すべり、急傾斜地の崩壊などの土砂災害が発生しております。

去年発生した台風26号の豪雨に伴い、死者・行方不明者が40人近くと人命を巻き込む伊豆大島の大規模土砂災害が記憶に新しいところでしたが、ことしに入り、近隣の長野県南木曾町の土石流による土砂災害が発生し、砂防事務所による監視カメラが捉えた土石流発生時のテレビで流れた映像は、御嵩町でもピンポイントでの集中豪雨でも来れば、いつ同じような災害が起きても不思議でないと背筋が凍るような思いで見えておりました。また、個人的にも、我が社でも、まさに土石流が発生した梨沢第1砂防堰堤や、辛うじて難を逃れた小学校と保育園は、ここ3年ぐらいの間工事の関係で行っておりましたので、我が町のように人ごとではなく、心配しました。

そして、8月17、18日の奥飛騨や高山市の大雨による土砂災害に続き、8月19日から20日未明にかけて、広島で亡くなられた方が70人を超すという大変な大規模土砂災害になってしまいました。まずもって亡くなられた方にお悔やみ申し上げますとともに、土砂によって家もない、土地もない状態の被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

私たちの住んでいる日本はどこでも山や川でできており、平たんなところは少なく、土砂災害との闘いの歴史でもありますし、狩猟民族から水田農耕にシフトした農耕民族でありますので、もともと少ない平たんな土地を田や畑にして、自分たちは土砂災害には大変危険な山際に住んでおります。まして、現代では山を削っての住宅団地も多く、危険度も増しております。山国の日本ですので、どこへ行っても危ないのは同じだといえれば同じですし、御嵩町のように低い里山を中心にする町では、他の高い山を有する自治体と比べると、土砂災害に対する危険度も低いかわかりませんが、御嵩町でも発生した山崩れや大規模な地すべりが起きた9・20災害を改めて思い起こし、前置きが少し長くなりましたが、質問に移ります。

先ほども申したとおり、想定ができないような大規模災害が起り得るということを想定しなくてはなりません。大規模災害が発生した場合、その都度、国や自治体では迅速な対応、復旧と、二度と人的被害をなくそうと砂防工事等によるハード面の整備や法律改正などソフト面の整備を行い、危機管理体制の強化に努めていますが、平成25年8月30日より運用が開始された特別警報は、既に去年の9月の京都府に対する大雨や、ことし7月の沖縄県の台風による発表があり、また8月9日には、三重県に大雨特別警報が出されたところであり、まさにきょう、北海道のほうでまた大雨特別警報が出されておりますが、当面の間は都道府県単位で発

表されるということですが、三重県では、各市町村で特別警報に対する対応に大きな差があったと問題になっておりましたが、1点目に、御嵩町では特別警報が発表されれば、町長を中心に設置された災害対策本部で協議・対応することになると考えますが、特別警報をどのように理解されておりますでしょうか。また、発表された場合、対策本部の対応は今までとどのように変わってくるのでしょうか。町民の動き、対応等にアドバイスがあれば、それも含めてお伺いします。

次に、2点目として、土砂災害防止法に関連して何点か質問します。

平成13年4月から施行された土砂災害防止法、正式には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律だそうですが、もともとこれも平成11年6月の広島災害と言われる大規模土砂災害を受けての法律制定だということですが、対象現象として、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりになっており、土砂災害から国民の生命を守るための土砂災害のおそれのある区域について、危険周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制と危険度の高い既存住宅の移転促進など多岐にわたり、関係法令も多く、全てを理解するのは大変難しいですが、国の指針を受け、都道府県が基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域を都道府県知事が指定するというものです。要するに、土砂災害のおそれがある区域（イエローゾーン）と、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域（レッドゾーン）を指定し、避難体制の強化を促し、レッドゾーンに至っては、建築物の構造規制や移転等の勧告ができる旨の規定ですが、私も近くの指定場所の看板を、3枚ほど写真を撮ってきました。これが私の住んでいる城町地区の看板、去年立てていただいたものです。このあとの2枚も、全部ではないですが、かなりの場所へ行って写真は撮っておりますが、見にくいところ、見やすいところ、おのおの自治会さんと協議をして立てたと思いますけれども、私の住んでいる城町地区も平芝山地区として区域指定されておまして、見にくいですけど、平芝川に沿ってイエローゾーンを指定いただいておりますが、9・20災害のときには、全体にもっとこのイエロー部分よりも北側、上のほうの城町クラブのあたりで水がかなり出たんですね。これは平芝川の土石流を想定しての警戒区域の指定だと思いますので、少しずれがあっても仕方がないかなとは思いますが、基礎調査がいつなのかわかりませんが、7・15災害、9・20災害の大雨の状況が加味してあるのか、少し疑問ではあります。

まず1点目に、岐阜県が区域指定したことはわかっておりますが、いつごろ基礎調査を行い、指定日はいつでしょうか。指定に当たり、御嵩町がどのようにかかわっておりますか。

2点目に、御嵩町は、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を合わせて24カ所だそうですが、イエローゾーンが何カ所で、レッドゾーンが何カ所ですか。これは、地域防災計画のところにも表が載っておりますが、両方書いてある

ので多分ほとんどがレッドゾーン、特別警戒区域の中に含まれるという感覚ではおりますけど、説明をお願いします。看板の数も、私かなりの数を自分の足で見に行っておりますが、124カ所あるのかどうですか。

3点目に、この看板には住宅等の建設に影響などがあるレッドゾーンは記載されておりますが、看板の下に書いてあります、その旨は。特別警戒区域は書いていない旨の説明はありますが、今広島のほうで指定がおくれている理由の一つである不動産の風評の配慮からですか。そういうものがあるのか少しお伺いしておきます。

4点目に、土砂災害防止法では、指定された住民には避難に関する事項の周知を図りなさいとなっておりますが、この看板が立ったときに、自治会長からの多少の説明はありましたが、区域指定の内容等、理解できる人はほとんど住民にはいないと思います。今後、警戒区域の危険性や避難対策をどのように周知していくおつもりか、お示してください。

5点目に、同じく防止法では、災害時要配慮者関連施設の警戒避難体制の項があり、警戒指定区域内にこのような施設がある場合、円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めることとありますが、御嵩町では警戒指定区域内にこのような施設はありませんか。なければよいですが、あれば伝達方法等、きちんとそこら辺のところを確立されていますでしょうか、お伺いします。

1項目の最後の質問に移りますが、3・11大震災以降、自助、自分の身は自分で守る、発災後は自分の判断で素早く避難、日ごろからいざというときに慌てないために備えておく必要がありますし、土砂災害に対しては、危険な場所にとどまらない、早目の避難が鉄則であり、避難場所、避難するタイミング等を平時に決めておくのが当たり前のことであります。これは9月7日の避難訓練でも、町長の模擬記者会見の姿を私もケーブルテレビで見ましたが、そこら辺のところを強く言っていたのが印象的でした。まず自分の身は自分で守るところが、強く町長が言っていたのかなあという思いがしました。

どのタイミングで避難の判断をするのかは自分自身でしなくてはなりません、避難開始の判断をするに当たって、町の出す避難準備情報、避難勧告、避難指示の情報は大きな判断材料にはなりません。御嵩町では、大雨や土砂災害に対して、勧告指示はどの情報をもとに、またどのような基準で発令しておりますでしょうか。御嵩町独自の発令基準等がありましたら、あわせてお示してください。よろしく御答弁をお願いします。

1項目の質問を終えまして、2項目に移ります。

内容をがらっと変えますが、協働のまちづくりにぎわいづくりの関連で二、三質問します。

御嵩町は、昭和の大合併で昭和30年に上之郷村、御嵩町、中町、伏見町の4カ町村が合併して新御嵩町が誕生し、歴史を新たにスタートさせたことは皆様も御承知のところであります。

昭和30年より、町制施行10周年、20周年と先人たちのおかげさまで素晴らしい歴史を刻んでまいりまして、来年度は町制施行60周年の年であり、重ねて今では御嵩町で一番多くの人が集まる大イベントに育ちました夏祭りのよってりゃあみたけの20回目と、まさに記念すべき年があります。アニバーサリーの年でもあります。そのほかに、あゆみ館も来年10周年だと思います。25年度の決算認定も終わっていない9月議会にこの質問もどうかと思いましたが、来年度の予算要求も9月議会が終われば始まっていくわけでありますので、どうしても今回の質問に入れさせていただきました。

また、来年度は選挙の年ですので予算の伴う質問もしにくいですが、あえて総務部長と町長にお伺いします。

総務部長にお聞きしますが、先ほど申したとおり、来年は御嵩町にとって記念すべき年があります。近隣では、私が調べたところでは、瑞浪市や美濃加茂市も60周年だということで、ことしその関連の記念事業を多くやっておるようであります。

近隣市町村も、29年に発足した市町村はことし60周年ということで、イベント等多くの行事を記念事業としてやっていますが、御嵩町でも人間なら還暦の年、新たな10年のスタートとして、町民全体を巻き込んでの記念事業の計画を立てることはできませんか。来年度事業を来年考えては遅いですし、選挙の年ですので、平成27年度当初予算は骨格予算になるわけですが、この事業を進めるに当たり、選挙の年ということで予算編成上何か支障はありますか。お伺いします。

政策的なことなので、総務部長には2点のみとして、最後に町長に少しお伺いします。

私も議員生活も4年目に入り、政治というのもわからないことだらけには変わりありませんが、今御嵩町に置かれている状況、財政的な面、ことしに入ってスタートさせた事業等々、いろいろ解決していかなくてはならない山積した問題も、わからないながらも少しずつ理解に努めておりますが、そんなときこそ町制60周年事業やよってりゃあみたけ20周年イベントだと考えます。また、建築物を建てたり、つくったりすれば形には残りますが、御嵩町民が全体で取り組んだ事業やイベントは記憶に残りますし、町民の心の中に思い出となります。

渡邊町長も、よってりゃあみたけのイベントの立ち上げのときは商工会青年部の一番の協力者として骨を折ったと聞いておりますし、私が調べた10年前、渡邊町長が議員のときの議事録を調べておりましたときに、渡邊町長が予算的なことが減っていく中で心配しておられて、そのときに、予算が減ったためにイベントが縮小していくのではないかという質問をされておりました。そのときには、今の加藤議長が答えておりましたが、みんな一生懸命、青年部が金はなくても頭を使っておるということで答えておりました。

そういう思いもありまして聞きますが、来年の半年か1年かけて、よってりゃあみたけ夢い

ろ街道宿場まつりを核に、予算措置、人的支援も含めまして、記念事業・記念イベント等、政策的に考えていただけないか、町長の所信をお伺いします。

以上長くなりましたが、全然話ががらっと変わる質問でありましたが、総務部長に続けてお伺いしますので、よろしく御答弁をお願いします。以上です。

議長（加藤保郎君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

おはようございます。

まず、答弁に先立つ前に、高山議員のお話にもありましたように、今現在、北海道石狩地方に特別警報が発令中でございます。遠い北海道のことではございますけれども、これから私が説明するような体制でもって、当地の市町村長は一生懸命やっているというふうに思っております。それに思いをはせながら答弁をさせていただきます。

それでは、高山議員の最初の御質問である防災・減災についてお答えします。

質問は大きく3つの項目に分かれており、1点目、特別警報が発令された場合の町災害対策本部の対応は。2点目、土砂災害警戒区域の指定状況、指定区域からの避難対策は。最後3点目、避難勧告などの発令基準はといったものが主な内容かと思えます。

それぞれの項目ごとに順序立てて答弁させていただきます。

まず、1点目、台風や集中豪雨により、数十年に1度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に1度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、大雨になると予想される場合が特別警報の発表基準であります。警報時よりもさらに激しい大雨が続く状況であり、住民の方一人一人が直ちに命を守る行動をとることが求められる非常事態であります。

町災害対策本部は早目の避難を呼びかけておりますので、この段階では既に避難所を開設しており、改めて避難勧告、または避難指示により再度避難を呼びかけることにはなりますが、非常に強い雨が降っていることから、避難経路である道路の冠水など、外出が危険なことも当然予想されます。住居の位置や住居の構造、既に浸水が生じている状況なのか否かによって自宅外避難の必要性は異なりますので、住民一人一人の冷静な判断が重要です。

同時に、町災害対策本部の対応も、警報当番による一部の職員の警戒体制から全ての職員を本庁に参集させるなどといった非常体制となります。災害対策本部に情報を集約させるとともに、各課に迅速な指示を出すことによりこの非常事態に対処します。

なお、特別警報の発令基準について、数十年に1度とさきに述べましたが、具体的には次のような運用をしています。

気象庁は、3時間降水量であれば50年に1度の値を超過した箇所が10カ所以上出現したとき

を特別警報の発表目安としています。しかし、岐阜県ではそれが1カ所でも出現する場合は、岐阜地方気象台より情報を受け、市町村に対して特別警報に準ずる気象現象発生情報として、県防災行政無線により伝達することになっています。したがって、この情報伝達をもって町災害対策本部は非常体制となります。いわゆる特別警報発令前には既に非常体制を敷き、災害対応に当たっていることとなります。

次に2点目、土砂災害に関する質問の答弁をさせていただきます。

まず、その前に法律制定までの経緯を申し述べます。

土砂災害防止法は、平成11年6月29日に広島県で発生した土砂災害、発生件数325件、死者24名の未曾有の大惨事、広島災害を契機に国による総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチームが設置され、翌平成12年5月8日には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が公布され、さらに翌年の平成13年3月28日には同法施行令が公布され、これにより建築基準法施行令の一部を改正するなど、幾多の法律、施行令、規則、または基本指針の制定や改正を経て今日に至っており、平成26年7月31日時点での全国の指定数は、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が35万4,769区域、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が20万5,657区域となっています。

それでは、項目ごとに答えさせていただきます。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域指定のための岐阜県が行う基礎調査はいつ行われたか。御嵩町では、平成19年度から翌平成20年度にかけて基礎調査が実施されました。

区域指定はいつなのか、またその箇所数は。

箇所数に関しまして、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の中に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が含まれており、別個に位置するものではないこと、つまりレッドゾーンの箇所数はイエローゾーンの内数でありますことを最初にお断りさせていただきます。

御嵩町の区域指定は、平成23年3月8日に告示指定されたのを皮切りに、その後、平成24年、平成25年に追加指定があり、この時点でイエローゾーン124カ所、レッドゾーン113カ所となりました。さらに平成26年には3カ所がイエローゾーンに追加指定されたことから、現在御嵩町における区域指定数は、イエローゾーンが127カ所、レッドゾーンが113カ所となっています。

土砂災害警戒区域を周辺住民に周知させるための土砂災害警戒区域標識看板の設置数は、イエローゾーン1カ所ごとに看板を設置するのではなく、数カ所まとめて最寄りの地区集会所などに設置していくため、今年度末にはその総数32カ所を予定しております。

次に、区域指定に御嵩町がどのように関わってきたか。

これらの指定は、岐阜県が区域指定するものであることから、基本的には岐阜県可茂土木事務所を主体に、御嵩町としての地元説明会を開催してまいりました。初めは平成22年3月9日

から12日までの4日間、御嵩公民館を初め上之郷公民館、中公民館、伏見公民館において、さらに3月18日には、再度、綱木、小原、謡坂、西洞を対象に上之郷公民館にて説明会を開催いたしました。総参加者が34名と少人数でした。これは県内各地域においても同様でありましたことから、平成23年5月22日の大庭台自治会を皮切りに、土砂災害指定地区29自治会を対象とした土砂災害ハザードマップ作成を実施いたしました。

地域の危険は、地域にお住まいの住民が細部まで承知してみえること、また地域で共有することを主眼に災害図上訓練形式にて開催したもので、岐阜県の防災担当者及び岐阜大学工学部社会基盤工学科教授高木先生の御指導も受けながら、それぞれの自治会に合った避難経路や避難場所を設定していただいたもので、この年度において、29自治会全てで実施いたしました。

土砂災害警戒区域の看板標識にレッドゾーンの記載がないのはなぜか。

各地域の集会所等に設置された土砂災害警戒区域を表示する警戒看板には、土砂災害特別警戒区域は掲載されていませんと、レッドゾーンの表示はしていない旨を記載しています。これは、岐阜県が定めた岐阜県砂防指定地等標識設置要領があり、その内容を見るに、イエローゾーンの標識設置の規定はありますが、レッドゾーンに関する規定がないこと、また土砂災害防止法も同様にイエローゾーンに関する規定のみであることによる処置と考えます。

推測するに、レッドゾーンに指定されることは、建築物損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域としてみなされるため、例えば建築物の構造規制、特定の開発行為に対する許可制となるなど、住民生活に大きな影響が考えられることからの処置と思います。

このように、レッドゾーンの指定地については、新築住宅を建築する場合などに建物の構造規制が行われるため、固定資産税評価に対し土砂災害補正の設定を行い、固定資産税の減免を行うことができ、御嵩町においても同様に減免を実施しています。また、行政としては、レッドゾーンにお住まいの方の住居等、不動産の資産価値に配慮しなければならない立場にもあります。

土砂災害警戒区域の危険性や避難対策をどのように周知していくのか。

何事においても全ての町民に周知することは、大変難しいことと常に考えさせられます。土砂災害ハザードマップの作成によって、全ての町民に周知したとは考えておりません。土砂災害特別警戒区域では、土石等の建築物に及ぼす力に対して建築物の構造が安全なものとなるようにするため、居室を有する建築物については建築確認の制度が適用されており、確認申請により建築主事の確認が必要となります。また、宅地建物取引業法における措置では、業者に対し、特別の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、販売契約の締結が行えず、当該宅地または建物の売買等に当たり、重要事項説明を行う義務が課せられています。

このような制約があることから、既に居住をしてみえる町民の方々へは、町のホームページや地域から防災リーダー研修に御参加いただいた方々への研修による周知の機会を持ち、地域での活躍の場において住民への周知に期待するほか、本年度の広報「ほっとみたけ」9月号にも、9月1日は防災の日ですの特集において防災ハザードマップの確認を掲載し、周知の一つとしています。広島県で発生した土砂災害を教訓に、今後もあらゆる場面で周知に努めたいと考えておりますので、議員の皆様にも御協力をお願いするものであります。

土砂災害警戒区域内に要配慮者関連施設はあるか。

法律が比較的新しいことから、要配慮者施設が土砂災害警戒区域内に存在する結果となっています。長岡地区のさわやか長楽荘、養護老人ホーム及びグループホームの一部が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）にかかっています。入所者は、いわゆる要配慮者としてみずから避難が困難な方たちであり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者であり、この方たちを保護し、安全の確保を図ることは施設管理者のみならず、行政の責務と考えます。

入所者は、自力で避難することができない方たちが多く、当然避難に要する時間がほかの人より多くかかります。早目の避難を呼びかけるとさきに述べましたが、町防災行政無線での広報とは別に、避難の呼びかけなどを担当から施設へ直接電話をすることにより、早目の行動を促していきます。また、施設管理者から避難に際しての応援要請など、必要があれば支援を行うことにもなっています。

ただ、入所者が避難することを前提に述べましたが、避難するほうが危険な場合も想定されます。よって厳しい判断ですが、例えば2階、3階への避難、いわゆる垂直避難が有効な場合もあります。いずれにしろ、災害時には節目節目で正しい判断をすることが重要であり、そのための早目の情報提供をしていくことが行政の使命だと考えております。

最後に3点目、避難勧告などの発令基準に関する質問に答えさせていただきます。

気象状況などの変化に伴い、避難準備情報、避難勧告、避難指示となります。まず、避難準備情報の発令基準ですが、当町に大雨洪水警報が発表された場合、可児川の水位などを考慮し、避難準備情報を発令し、避難所開設の準備、状況によっては即避難所開設を行います。

なお、これに先立ち、就業時間内あるいは休日において、防災担当者、警報当番が本庁に参集した段階で保健センターを避難所として開設し、町民一人一人の判断に基づいた要請に応じ、収容することとしております。

さらに大雨が長時間降り続き、河川の水位上昇、堤防などの河川管理施設の異常の確認をした場合、または降雨による土砂災害の危険が高まったときに、気象庁及び各都道府県が共同で発表している土砂災害警戒情報が発表された場合、避難勧告を発令します。

ここで、土砂災害警戒情報とはいかなるものか、御説明いたします。

岐阜県及び気象台は、土砂災害警戒情報の発表基準を過去の土砂災害発生、非発生時の雨量データをもとに地域ごとに設定しております。1時間ごとの積算雨量と降った雨が土壌中に水分量としてどれだけたまっているかを指数化した土壌雨量指数、この2つのデータをリアルタイムで監視し、その地点における過去の土砂災害をもとに設定された基準線、つまり限界線を2ないし3時間後に超えると予測される場合に発表される防災情報であります。二、三時間後を予想しての発表は、避難に必要な時間を考慮してのものです。

8月に、三重県での大雨特別警報発表に際し、全市民に対する避難勧告が出され、その後の報道で実効性の問題が論議されました。御嵩町の避難勧告は、その地区ごとの危険度、避難の優先度を考慮し、全町ではなくピンポイントの勧告とします。これは、地域防災計画で指定されている避難所19カ所を全て開放しても、その収容人員は6,673人であることも大きな要因の一つであります。

次に、避難指示の発令基準ですが、例えば河川堤防本体の亀裂を確認した場合、実際に近隣で土砂災害が発生、もしくはその前兆現象が発見された場合に発令します。人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況であり、勧告より拘束力が強いものです。

以上、3つの発令基準は、昨年度地域防災計画改定にあわせ策定をした避難勧告等の判断・伝達マニュアルを基本に発令を行っていきます。なお、このマニュアルは、内閣府から示された避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに基づき、一部を加味して作成しています。

最後に、災害時は刻一刻と状況が変化していきます。特に、ゲリラ豪雨に代表される近年の気象状況には非常に強い危機感を持っており、住民の生命・財産を守るため、公助を担う行政の責務は今まで以上に高まっています。災害対策本部長である町長の指揮命令のもと、全職員一丸となって災害応急対策に当たってまいります。

高山議員を初め、議員の皆様も議員というお立場に加え、御嵩町防災リーダーの1期生であります。言うまでもなく、公助だけでは防災・減災対策はできません。自助・共助が重要であります。

今後も地域においてリーダーシップを発揮していただきますようお願い申し上げます、最初の質問の答弁とさせていただきます。

引き続き、2番目の質問である協働のまちづくり、にぎわいづくりについてお答えします。

私に対する質問は、町制施行60周年を来年に控え、町民全体を巻き込んだ記念事業の計画はどのようなのか。また、それを視野に平成27年度当初予算をどのように編成するのかだと思います。この後、町長が政策面を含めた答弁をいたしますので、私の答弁は予算編成を所管する事務方

としての見解、考えを申し述べさせていただきます。

高山議員御指摘のとおり、御嵩町は昭和30年2月1日に町制施行し、平成27年2月に合併60年を迎えます。平成27年度は、まさに人間でいうところの還暦の60周年の節目の年となります。

過去の合併記念行事を振り返っても、その節目には町章制定や、町の木アカマツ、町の花菊の指定、イメージソングの発表など、御嵩町としてのシンボルとなる歴史を刻んでまいりました。特に、合併40周年において盛大に実施した真夏の夜の夏祭りや、何十年ぶりかに御嵩町の夜空を彩った打ち上げ花火を見た多くの住民から、町の自慢できるお祭りを望む声が多く寄せられ、そんな声を聞いた住民有志らによって、御嵩町にも子供たちの記憶に残る夏祭りを継続的に実施したいと強い意思のもと、有志組織である御嵩町宿場町活性化イベント実行委員会を立ち上げ、その住民の手によりよってりゃあみたけの誕生となりました。そのよってりゃあみたけも来年20周年目の節目を迎えます。

さらに、御嵩町の歴史そのものである宿場町に雄姿を見せる中山道御嵩宿の古刹、願興寺も創建1,200年という大きな節目を向かえ、御嵩町にとっては記念すべき年度となることは言うまでもありません。御嵩町には、みたけの森ササユリまつり、よってりゃあみたけ、産業祭、中山道ウォーク、福鬼まつりなど、年間を通してさまざまなイベントがあります。27年度当初には、伏見児童館オープニングセレモニーも予定されており、こうした事業全てに合併60周年記念事業の冠をつけ、また独立した形での挙行を予定しています合併60周年記念式典も含めて、年間を通じた記念事業をしていきたいと考えています。

議員の言われる住民全体を巻き込んでの記念事業ということですが、メモリアルとなる盛大なイベントには、よってりゃあみたけが成功してきた経緯と同様に、住民、行政、企業、地域づくり団体等、各種団体との連携が必要不可欠であります。そういう意味においては、各種団体で実行委員会をつくって実施している既存のイベントにおいても、各イベント実行委員会が節目の年に向けてそれぞれ趣向を凝らし、知恵を出し、提案をし、みずから合併60周年を盛り上げていただける内容であるならば、予算計上も含め財政的な後押しは可能と考えております。

今後、各種関係者との協議を踏まえ平成27年度予算に反映するなど、合併60周年記念事業に向けて準備を進めてまいりたいと思います。

なお、骨格予算との御指摘がありました。確かに来年は選挙の年であり、その年の当初予算は政策的経費を除く骨格予算としてきた経緯もあります。しかし、先ほど1年間を通じた記念事業と述べましたように、年度当初からの事業もありますので、記念事業全てとはいきませんが、ある程度限定的な当初予算計上になると思います。

しかし、選挙の後に記念事業を考えるのではなく、計画の構想は今年度内にある程度固めておきたいと思います。要するに当初予算で計上するのか、選挙後の補正予算で計上するのかと

いった予算計上の時期が時間差でずれることも想定しているわけです。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

高山議員には、町制60周年についての協働のまちづくりという視点からの御質問をいただき、私にはかなり漠とした質問かなという受け取り方をさせていただきましたので、これまでの経緯も含め、いろんなことが起きましたので、そうしたのも私自身の考え方や前柳川町長の考え方等も含めて答弁をさせていただきます。

20年になるよってりゃあみたけの祭りもちょうど中間地点ぐらいでは、それに関係した青年部やそのOBたちが一時期マンネリ化しているということで随分悩んでいたという実態もございます。ただ、私がアドバイスをしたのは、永遠のマンネリを伝統と言うんだという言葉投げかけて、それからちょっとまた生き返ってくれたかなというふうに思うんですが、やはり毎年違ったことをやろうとすると種も切れてきますので、非常に悩ましい中でも継続していくというのが実態であります。

議員おっしゃるように、町制施行60周年というのは御嵩町にとって大変大きな節目の年となります。また、夏のイベントも20周年で20年間続けてきたわけでありまして、私自身も御嵩町政に直接かかわるようになって、最も大きな節目を迎えるという年でもあります。

平成7年になるわけですが、平成7年といえば柳川町長を誕生させることができた。非常に私たちにとって大きな転換点であったような気がしており、記念すべき年の20周年を迎えるという意味合いのものであります。激動した御嵩町の始まりということでもあります。新しい御嵩のスタートが切れた年でもあります。過去の20年前を私自身も振り返り、大変多くのことを反省するときもございます。いつの時代でも、つくり出すことよりも批判することのほうが簡単にできます。また、育てることよりもやめてしまうことのほうが身も心も軽くなるかと思いますが、私自身も前町政でほぼ全て企画され、決定されていた40周年イベントについては思うがまま批判を口にしておりました。柳川前町長も、先ほど予算のお話も出ましたが、全ての予算も組んであったということから、町長の立場からいけば骨格であるべきだという意味での不満を述べておられました。

しかし、その後、町民からいろんな言葉が届いてくる中で、やはり先ほど部長が申し上げたように、思い出に残る夏祭りはやはり来年もやってほしいという声が多く届くようになりまして、ただ批判をしているだけではだめだということで、もう一度ギアを戻して、どういう祭り

のあり方が望ましいのかということ柳川前町長ともお話をしました。その中で要望が強かったのがやはり打ち上げ花火でありました。予算の中でその打ち上げ花火の予算を見てみますと、当時、多分600万か700万という数字であったかと思います。この600万円から700万円という数字は、御嵩町の世帯数掛ける1,000円でその数字にほぼ近くなってくる。1年に1回、1軒に1,000円、これならある意味無駄と言われても価値のある使い方ではないかということで結論を得ました。

継続を決めたわけでありますけれど、先ほどから私、夏のイベントという表現を使っておりますが、よつてりゃあみたけについては、現在の形になったのは翌年の平成8年からでありますので、数えれば19年を来年迎えるということになります。夏のイベントとしては当然20年目ということになります。花火だけでほぼ決着をつけつつあったわけでありますけれど、商工会の青年部のほうからも声が上がりましたし、実は若手職員からも声が上がりました。もう既に彼も20年たつと課長になってこの場にいるわけですが、私が呼びとめられまして、ちょうど2階の玄関のところですが、花火だけというお祭りは違うと思うということ私に訴えました。私は、柳川さんとも非常に長いつき合いにもう既になっておりましたので、こういうヒントというか、アドバイスをしました。提案書を3つつくれと。1つは花火のみ、1つは自分の考える内容のもの、そして1つはダミーでいいと。3つの提案書を持って柳川町長に直接話をしてみると。もし色よい返事が返ってこなければ私が交渉するというので、その若手職員を町長室に行かすという経緯があります。

その一押しイベントが、参加型のイベントにしなければいけないということで、まずスタートは手筒花火をやったと記憶しております。これが現在の御嵩の夏祭り、よつてりゃあみたけの原形となりました。夏のイベントとしては約20年ということになりますけれど、それをこれまで守ってきたということになるかと思えます。

平成7年度末2月には、目に見えるものとして言うなら中山道みたけ館が完成しております。これについては、40周年に合わせたのかどうか私はわかりませんが、この施設も随分私自身も批判をしましたし、柳川前町長も批判してきたわけですが、やはり当時は老人福祉施設のほうが先行すべきではないかという考え方が頭の中にもありました。その優先順位という意味で批判をしてきたわけでありますけれど、私たちが御嵩町政にかかわるようになったその時点では着工されておりましたので、それは見ているより仕方がなかったということではありますけれど、ただ今反省して思うと、優先順位が守られていたとしたら、果たして柳川町政で中山道みたけ館を建設しようということになったんだらうかと思うと、多分なかったらうなという感じで自分自身も受け取らざるを得ないと。そうすると、あの施設は前町政が手がけていなければ永遠になかった施設ということであるのかもしれないというのが、現在の私の反省も踏

まえて、あるものをブラッシュアップしていくということの大切さを身をもって体験した一つであります。

夏のイベントは、現在のよってりゃあみたけという形で進化をしてきておりますし、40周年記念としてつくられた夢色の街というイメージソングもあるわけですが、これはMTK48によって最近介護予防体操に使われて、世に知らしめられている、御嵩町のみならず大変広く知らしめられております。

そういう意味でいくと、非常に印象に残ることが40周年の事業で行われてきたのは事実であります。逆に言うと、本当はもっと大きな節目である50年、半世紀というイベントは、高山議員も何があったのかほとんど覚えておられないと思います。そういう意味では、節目というものは大切にしなければいけないという考え方をしております。

少々前置きが長かったわけでありましてけれど、イベントをもし企画するのであれば、やはり今年度というよりは、ことしじゅうにある程度その方向性を示す必要があると考えております。現在、2月にイベントを1つ企画はしておるんですが、テレビに出られる方ということではなかなかスケジュールがとれないと。当日キャンセルになるかもしれないというような非常に不確定的なイベントを企画はしておりますけれど、スケジュールということでいけば我々自身のスケジュールもありますし、ゲストを誰かということになれば1年前から協議を始めなければならないということもありますので、そういう意味ではことしじゅうがタイムリミットかなということを考えております。

したがって、来年は町長及び町議も選挙の年になります。本来は骨格予算ということになるわけでありましてけれど、イベントについてはタイムスケジュールを意識しますと、今年度中の補正も逆に3月あたりに補正予算を組まなきゃいけないということも発生するかもしれないということを思っております。当然、27年度予算にはある程度反映しなければいけないと考えておりますけれど、なかなか具体的にはあらかずことはできないでしょうから、かなりざっくりとした形の予算計上はしておくべきだと今は考えております。

今現在、私としてどうしても実施したいと思っている事業というのは、どたんばという映画のデジタル化と上映であります。これは手前みその話ですが、私たち青年部が10周年の記念事業で何とか探して、役場に頼んでも見つからなかったという返事でしたけれど、自分たちで歴史を追って調べていって、最終的には東映映画の太秦村の倉庫の中にあるということを見つけ出してきて、町への寄附ということを前提で、180万円かかったと思いますが、その映画のフィルムを寄贈したという経緯があります。ただ、今は劣化は進みますし、できれば長期保存がきくようにデジタル化した上で残していきたいと思っておりますし、また庁内でも今地下充填等とも亜炭鉱廃坑対策を行っておりますので、それにあわせる形ででも久々にこのどたんばの映

画を見るということもいいのかなと思います。

先日、役場の若手職員のトークをするところに立ち会って、私は一言も何も言いませんでしたけど、こういう映画があるということも若手は知りません。自分たちで映画をつくろう、炭鉱の映画をつくろうと言っていましたので、もうあるよとは言えませんでしたけれど、実際にはこうした存在があるということはだんだん忘れられていきますので、ぜひそんな上映をしていきたいというふうに考えております。

その他のイベントについては、先ほど部長が答えましたように、冠としてつけていただけるイベント、実行委員会があるのであればお願いしてまいりたいと思いますし、町として記念式典に記念事業を何か行うとしたら、先ほどからくどいように申しますが、ことしじゅうがほぼタイムリミットだと思いますので、議会の皆様とも全員協議会等々でどう対応していくのかということを御相談申し上げたいと思います。骨格予算と言われておりますけれど、少なくとも議会の審議を経て予算というのは成立するわけでありますので、議員の皆さんにもそれぞれ相応のアイデアも覚悟も必要だと思いますから、選挙の年ということで、全てが全て後ろ向きに考えるというわけにはいかないという問題であるということをご理解いただきまして、今後の御協力をお願いいたしまして、私の答弁とさせていただきます。

[1番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

時間も迫ってまいりましたが、細かい御答弁のほう、部長、町長、ありがとうございました。災害について、二、三点、部長のほうに少しだけ、もう時間ですか。わかりました。

時間も来ましたので質問を終わりたいと思いますが、よってりやあみたけのにぎわいづくりのほうに関しては、今御嵩町の若手職員によるまちづくりワークショップも始まりまして、また今回第5次総合計画の素案策定委員会のほうの隊員募集ということで、まちのたね見つけ隊という募集も入っております。町民全部を巻き込んでの町民提案によるイベント等をぜひ企画していただきまして、来年度、60周年を迎えていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

これで、高山由行君の一般質問を終わります。

感じたことですが、質問、答弁とも、もう少し簡略にさせていただけると、もう少し議論ができるかと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので、1点でございますが質問をさせていただきます。
シルバー人材センターについてでございます。

2014年7月の厚生労働省の発表では、日本人男性の平均寿命は初めて80歳を超え、80.21歳、女性は80.6歳となっています。このような人生100年時代において、高齢者の生きがいづくり、さらに労働力の確保の観点からも、働く意欲のある高齢者がこれまでに培った能力や経験を生かし、生涯現役で活躍し続けられるような社会環境を整えていくことは当然ながら必要なことであります。

現在、御嵩町でもシルバー人材センター等を通じた就労、ボランティア活動等、さまざまな活動が行われていますが、生涯現役社会を目指すためには、これらの取り組みをより一層発展させ、高齢者の活躍の場を拡大することが求められています。

1986年に施行された高齢者等の安定などに関する法律において、定年退職者等高齢者の就業機会確保のため、必要な措置を講ずるよう努めることが国及び自治体の責務として位置づけられ、シルバー人材センターは法的に認知され、全国各地でセンターの設立が飛躍的になされるようになりました。

御嵩町では、平成5年（1993年）ですが、当時の社会福祉協議会会長が発起人となり、御嵩町高齢者能力活用協会が設立されました。その後、花フェスタ関連事業やグリーンテクノみたけ分譲地の除草作業受託など受託業務が好調に伸びていき、平成20年に御嵩町シルバー人材センターに名称が変更されました。

設立以降、町の補助金が交付されてきました。平成10年に150万だった補助金は徐々に減り、平成19年には50万、以降年々10万円ずつ減ってきて、平成24年度からはゼロということになっています。

御嵩町で行われた高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基礎資料のためのアンケートの中で、生きがいを感じるということという項目では、働くことということが30%を超える高いポイントとなっており、特に65歳から69歳の男性では、40%近くの人が働くことに生きがいを感じているということでもあります。定年退職した方の雇用の場はふえてはきていると思いますが、シルバー人材センターでは、御嵩町でも100人近い会員数があり、大きな雇用の場であり、また生きがいの場でもあります。

また、シルバー人材センター事業協会による平成18年の調査では、シルバー人材センターを通じて就業している会員の総医療費の推計値は、一般の高齢者に比べ年間で1人当たり6万円少なくなっているという結果が出ています。医療費の削減、介護予防の観点からも、シルバー人材センターは貴重な就労の場であります。

ところが、ことし7月ですけれども、議会とシルバー人材センターの役員の方々との懇談会を行いましたところ、その窮状を強く訴えられました。全国的な傾向とはいえ、御嵩町においても会員数が減少傾向にあり、若い人の入会がほとんどないし、今後も期待できない状況にある。また、会員の高齢化に伴い会員同士のトラブルの発生、またシルバーを雇う側も使い捨てる意識が出てきている。こうした事態に現在の事務局体制では事務に忙殺され、その解決も難しいのが現状であり、会員が減少しているため、新たな仕事も受けられないという悪循環に陥っているということです。地域に密着した仕事をふやしたいと思っても、現在の事務局体制ではそれができないわけです。御嵩町のシルバー人材センターは、公益法人ではないため、国・県からの補助金もなく、これ以上事務局の強化は図れないということです。このままでは、シルバー人材センターは立ち行かなくなってしまう可能性があると感じました。

現シルバー人材センターの事務局長と理事長は、行政の協力が不可欠と考え、役場内の関係課を回り、理解や協力を求めたりしていらっしゃるようですけれども、何とかしたいという思いは、行政のほうには余り伝わっていないのではないかとこのように感じました。シルバー人材センターの存在意義、今後のあり方を考えるとき、今まさに御嵩町のシルバー人材センターは岐路に立たされていると言っても過言ではない状況にあるのではないかと思います。

そこで、1点目の質問ですけれども、町の補助金が削られた経緯をお聞かせください。

2点目ですが、行政はシルバー人材センターの現状をどの程度御存じでしょうか。

3点目として、行政としてシルバー人材センターにどうあってほしいと考えていますか。

また、他の市町村では、町をつくる、町が生きる地域社会の担い手シルバー人材センターとして、産業地域振興はもとより、教育、子育てや介護予防、生活支援といった分野でも事業展開しているところがたくさんあります。平成24年9月に閣議決定された高齢社会対策大綱では、高齢者の意欲や能力を最大限生かすために、支えが必要な人という高齢者像の固定観念を変え、意欲と能力のある65歳以上の者には支える側に回ってもらうよう、国民の意識改革を図るものとするとしており、高齢者が支えられる側から支える側へと移行することの必要性も指摘されています。

御嵩町のシルバー人材センターでも、家事手伝いや子育て支援も仕事内容としては上げられていますけれども、実際には行われていません。地域社会のためにも、地域が求めるニーズにマッチし、かつ高齢者の就労ニーズにマッチする新たな分野への就業開拓や就業機会への創出を図っていく必要があると考えます。そのためには、行政の協力が欠かせません。

4点目の質問として、御嵩町において、行政として支援するということについてはどのようにお考えでしょうか。

また、最後の質問ですけれども、それには保険長寿課だけでなく、社会福祉協議会や地域包

括支援センター、福祉課等との連携も欠かせないものだと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

以上、シルバー人材センターについて5点ですけれども、よろしく御答弁をお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

おはようございます。

それでは、岡本議員の御質問にお答えをいたします。

御質問は、シルバー人材センターについて5点の質問であります。

シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて追加的収入を得るとともに、健康を保ち、生きがいを持って地域社会に貢献するという自主・自立、協働・共助の理念を基本とし、地域社会との交流・連携を目指す公共性・公益性の高い公益法人であります。

第1点目の御質問は、町の補助金が削られた経緯であります。

これにつきましては、岡本議員も御承知のとおりであります。御嵩町行政改革の取り組みの一環として、各種補助金の整理、合理化の見直しの中で実施してきたものであり、一定の事業収益があるところにつきましては、補助金の見直しの中で補助金の削減を実施してきております。シルバー人材センターにつきましても、一定の収益がありましたので、平成19年度から激減緩和による段階的な減額を行い、平成24年度には補助金を廃止してきております。

しかし、補助金の減額に際しては、自主・自立をしていただくために、補助金ということではなく、仕事をしていただければそれだけの補助金分をカバーできるという話し合いのもとで、補助金という形ではなく、仕事に変えて出すということに当時同意をして、補助金の削減を決定してきております。

第2点目の御質問は、行政はシルバー人材センターの現状を把握しているのかという御質問であります。

状況の把握につきましては、シルバー人材センターの事務局長さんなどからの口頭による報告や、定期的にいただきます会議等の出張報告及び業務連絡書並びに総会資料等により、御嵩町シルバー人材センターの状況や可茂管内のシルバー人材センターの状況等の把握を行っております。

第3点目の御質問は、行政としてシルバー人材センターにどうあってほしいと考えるかという御質問であります。

シルバー人材センターにつきましては、高齢者が働くことを通じて追加的収入を得るととも

に、健康を保ち、生きがいを持って地域社会に貢献する自主・自立、協働・共助の理念を基本につくられた組織でありますので、高齢者が元気なうちは体を使って仕事をしていく機会を確保し、地域社会との交流や連携を目指していくということからも、非常に大切にしていかなければいけない制度であると考えております。

超高齢化社会を迎える中で、いつまでも健康で暮らすことができるよう高齢者の生きがいづくり、場づくりということからもその役割は大きなものがあり、大切にしていかなければいけない制度であると考えております。

次に、第4点目の御質問は、御嵩町においても行政として何か支援できないものかという御質問であります。

行政の支援としましては、行政が実施していく中で、行政としては実施できないようなちょっとした作業や仕事などで、このようなことを行ってほしいというような要望などが多くありますよという情報提供などを通じて、それらをもとに、何かシルバー人材センターとして新たに取り組むことのできる事業をふやしていくヒントにさせていただくなど、自主・自立の運営に向けた会議の開催であったり、シルバー人材センターの事業のPRを行っていくことは可能であると考えております。

最後の御質問は、支援のためには保険長寿課だけでなく、社会福祉協議会や地域包括支援センター、福祉課との連携も欠かせないものではないかという御質問であります。

連携については、これまでシルバー人材センターからはそのような御要望はありませんでしたが、今後はシルバー人材センター自体が定期的に役員会を開催しておられるようですので、その会議へ担当者を出席させるなど、連携を図っていきたいと考えております。

今後、シルバー人材センターの自主・自立に向けた取り組みを支援していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、岡本議員への答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

1点目の補助金ということですが、補助金という形ではなく、仕事に変えて提供していくという話し合いをされたということで、現在もそういう思いといいますか、行政がシルバー人材センターは非常に大切なところで、今後も頑張っていってほしいということで、補助金という形ではなく、仕事という形で提供していくという思いというのは役場中で今も共有されていま

すでしょうか。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

説明をさせていただきましたとおり、シルバー人材センターにつきましては、大切な組織であるという考えのもとで、町のほうとしてシルバー人材センターのほうに出せる事業があれば、積極的に出しているという取り組みをしております。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

役場の仕事も大変多いということなのですが、やはり少しずつ仕事が変わってきており、非常に細切れの仕事だったり、最近はそういう傾向もあるようですので、いま一度ちょっと考えていただけたらありがたいかなあとと思います。

それから、行政ができるだけ支援していくということで、今、最後におっしゃったように、シルバー人材センターでの会議に関係者を派遣していただけるということで、継続的に、定期的に支援の手を差し伸べていただけるということなんですけれども、今行政でシルバー人材センターへの支援ということで、お聞きしているところでは、2年に1度「ほっとみたけ」等の広報紙にPRをしてもらっているという話なんですけど、例えばPRなどについては、非常に行政の得意とするところでありまして、現在、高齢者の社会貢献活動の取り組み状況で、これは全国的な傾向なんですけれども、高齢者が社会貢献活動に取り組んでいると回答した人は全国で18.1%にとどまっており、また65歳以上の高齢者で社会貢献活動に取り組んでいる人は、町内会、自治会とかNPO、ボランティア団体などがあるわけですが、そういうものを含めても13.4%という結果が出ておりまして、非常にまだまだ家にいるという人も多いので、そういう点も含めてこういうPRをぜひお願いをしたいなあとということを思います。

大変前向きな御答弁をいただきましたので、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

これで、岡本隆子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は10時40分とします。

午前10時23分 休憩

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

続きまして、一般質問ですが、2番 山口政治君。

2番（山口政治君）

お許しをいただきましたので、防災について質問させていただきますが、防災の日が近かったということで、高山議員と若干防災ということで重なった部分がありますが、内容は違いますので、よろしくお願いします。

まず、町の防災の取り組みという大項目で、災害時の避難指示の連絡方法について伺います。

8月20日に広島県北部で発生しました豪雨に伴う土砂災害では、七十数名のとうとい命が失われ、大切な住居、あるいはインフラにも甚大な被害を受けたところではありますが、近年このような大災害は至るところで起こっております。本日の北海道の大雨も心配なところでありますが、当町では毎年防災訓練が行われており、ことしの9月7日の防災訓練にも多数の参加者があったようです。

防災意識のさらなる習熟が願われるところではありますが、災害時の避難指示の連絡方法として防災行政無線やFMらら等の利用が考えられますが、屋外型の防災スピーカーが聞こえなかったり、FMららの電波、あるいは携帯電話の電波が届かないエリアが多々ありますが、そういったところを生活圏にしておられる方への避難指示の周知はどのようにされていくのか、また屋外スピーカーの設置を、上之郷綱木地区では随分前から設置してほしいと言っておられたようなんですが、今後ほかの地区も含め屋外スピーカーの設置の予定はあるのか、その2点をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、小学校における防災教育について伺います。

上之郷小学校では、昨年、一昨年の2年間で防災教育の指定校として、大変熱心に防災教育に取り組んで来られました。町内外の学校からも注目されるほど、成果のほうはあらわれております。私自身も学校評議員として勉強に参加させていただき、自助・共助の大切さを再認識いたしました。

また、県からの補助金を受け、教室や廊下の窓ガラスに飛散防止フィルムを張りつけ、実際にハンマーで窓ガラスをたたいて、その効果も実感いたしました。ひびが入っても、飛び散ることはありませんでした。

また、子供たちに自助パックや防災頭巾等を利用して授業をし、児童が自分自身の身を守るためにはどうするべきかを考え、また即座に行動できるようにもなりました。

また、10月24、25日の両日に自衛隊の方々の方々の協力を得て、地域住民の方も参加され、防災キ

キャンプが実施される予定であります。それによって、さらなる防災意識の向上が図られることと思っております。

そこで、町内のほかの小学校でも、ぜひ防災教育のほうに力を入れていただき、先ほど言いました飛散防止フィルムをほかの学校の生徒・児童の安全確保のために、ぜひ張るべきであると思うんですが、そのあたりを教育参事のほうにお答えいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（加藤保郎君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、防災行政無線の屋外拡声器を増設できないのかといった山口議員の御質問に簡潔にお答えいたします。

災害時において避難する場合など、住民の皆様がいかに正確な情報を得て素早く判断、行動するかが重要なキーポイントになります。

御嵩町では、その最たる情報の伝達のツールとして平成6年から7年度にかけ、総事業費約2億8,000万円で同報系防災行政無線の整備を行いました。現在でも火災の発生や台風接近、集中豪雨での注意喚起、避難所開設のお知らせなど、非常時はもちろんのこと、定時での行事案内や住民生活情報の放送など、平常時でも親しまれる情報源として、町民の安心で安全な暮らしを守るために、なくてはならないものとなっています。

御嵩町の防災行政無線のシステムは、親局である役場通信室から防災に係る広報などを発信し、謡坂にある中継所を経て、受信施設として町内13カ所に設置された屋外スピーカーや各世帯に配付された戸別受信機により災害情報を入手する仕組みとなっております。屋外での放送音声の受信は、13カ所の屋外スピーカーだけでは町内全域を網羅できるものではありませんが、各世帯に配付・設置された戸別受信機、これが主たる情報手段であることを、まずもって御理解をお願いするものであります。

また、この戸別受信機は、非常時には乾電池による電源対応で一定時間の使用が可能のため、戸別受信機の携帯持ち出しにより、屋外でも情報を入手することができます。

なお、屋内での受信状況が悪い場合、屋外アンテナを設置することにより、それが改善されますことを申し添えさせていただきます。

近年、そのほかの情報媒体としては、マスメディア社会の進展・拡大や革新的とも言える電子情報機器の開発などにより、当地域においても、ケーブルテレビ可児、FMらら、パソコンのインターネットや携帯メール、スマートフォンなど多種多様な手段での災害時の情報収集が可能な現状となっております。

現在の防災行政無線が完成してから約20年経過しており、老朽化が著しく、抜本的な改修が必要であること、また近年の大規模災害の発生を教訓として、防災行政無線にはこれまで以上に多様化、高度化する通信ニーズへの対応が要求されることから、総務省はアナログ方式からデジタル方式による防災行政無線導入を積極的に推奨している状況であります。

このような状況下、現在のアナログ方式による屋外スピーカー増設となりますと、1基当たりの費用が約250万円必要になること、また増設する場合、電波監理局の許可が必要となりますが、国の施策としてのデジタル回線を推奨している中、アナログ回線増設の許可はおりにくいことが予想されます。したがって、現在のアナログ方式による防災行政無線の屋外拡声器増設ではなく、導入時期等は未定であります。デジタル方式による防災行政無線導入を優先したいと考えております。将来、その整備の際には、屋外スピーカーの箇所数など再検討することになります。このような状況を考慮するに、既存システムでの屋外スピーカーの増設、設備投資は、まことに申しわけありませんが考えておりません。

非常時での情報伝達においては、戸別受信機の活用や多様な手段を用いての情報収集により、防災・減災に心がけていただくとともに、地域自治会での高齢者などの要配慮者への声かけや安否確認など、住民相互での共助が機能できるような訓練、自主防災組織の活動についても行政として最大限の支援をしておりますので、よろしく御理解をお願いするものであります。

以上で、災害時の避難連絡についての答弁とさせていただきます。

議長（加藤保郎君）

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

山口議員の御質問、小学校における防災教育についてお答えをいたします。

初めに、防災教育の取り組みについて、小学校だけでなく、小・中学校全体の取り組みとしてお答えをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

防災教育は、さまざまな危険から児童・生徒の安全を確保するために安全教育の一環として行われるもので、今までも全ての学校で取り組んできたものでございます。災害に対し、みずからの安全を確保するための行動ができるようにすること、自助。災害発生時に進んで他の人々や地域の安全に役立つことができるようにすること、共助。自然災害の発生メカニズムを初め、災害の地域的特性や防災体制などについて理解できるようにすること等の防災対応能力の基礎を培うことを目的としております。

しかし、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災が学校現場に与えた衝撃は大きく、学校防災のあり方を大きく見直す機会となりました。

また、近年は経験したことのないような局地的な豪雨や竜巻等の異常な気象現象が多発して

おり、甚大な災害が発生しております。御嵩町も平成23年9月20日、台風15号の影響による豪雨により多大な災害を受けました。

このような災害を受け、岐阜県教育委員会では平成24、25年度の2年間、防災教育推進校として、小学校7校、中学校3校、高等学校2校、特別支援学校4校の計16校を指定し、地域で想定される防災を踏まえ、学校や地域の実情に応じた実践的な防災教育を展開し、その成果を県内の学校へ広めていくこととしました。

可茂地区では、上之郷小学校が土砂災害を想定した防災教育推進校として指定されました。上之郷小学校では、みずからの命を守るために必要な事柄を知り、主体的に判断し、安全な行動ができる児童の育成をテーマに、自分の命は自分で守る力を育てる防災教育に取り組みました。教科道徳では、命や暮らしの大切さや、その守り方を知る指導、学級活動では、仲間とともに防災や減災の対策を考える指導、総合的な学習の時間等では、身につけた力を発揮できる指導に努めました。さらに、上之郷小学校区防災教育推進委員会を組織し、行政、地域、家庭との連携を深めた取り組みとなりました。上之郷小学校の取り組みは、平成26年1月31日、羽島市文化センターで行われました防災教育フォーラムで実践発表を行い、高い評価を受けました。

そして、岐阜県教育委員会は、平成26年3月に防災教育の手引きを発行しました。防災教育推進校における2年間の実績をもとに、県内の学校並びに関係機関が進めるべき防災教育のあり方を示しています。この手引き書に基づきまして、県内全ての小・中学校で推進している内容は次の3点でございます。

1点目は、防災教育として、主体的に行動する力の育成です。内容は、カリキュラムの整備、災害伝承学習等教材開発、支援者としての貢献等です。

2点目は、防災管理として、子供の命を守り抜く学校のあり方でございます。内容は、学校防災マニュアルの改善、安全を確保する施設設備、実効性のある命を守る訓練等でございます。

3点目は、組織活動として、家庭・地域等との連携でございます。内容は、避難所としての体制整備、災害時の組織活動の充実、地域・家庭と連携した訓練等でございます。

また、重点として、次の2点に取り組んでいきます。

重点1は、命を守る訓練の改善です。今までの避難訓練から、自分の命は自分で守るために、児童・生徒がみずから考え、判断し、行動する命を守る訓練へと改善をいたします。実効性ある実践的な内容にするために、想定や実施内容、時間、条件等を改善してまいります。

重点2は、学校防災マニュアルの改善でございます。自然環境や社会環境、学校や地域の人的状況等の把握により、学校が所在する環境特性に応じた実践的な内容へ改善をしてまいります。

次に、避難経路のガラスへの飛散防止フィルムの導入についてお答えをいたします。

これは防災管理として、安全を確保する施設整備の取り組みとして重要なものでございます。上之郷小学校では、平成24年度から防災教育として、飛散防止フィルム張りつけ体験を行い、校舎1階、2階の避難通路の安全確保を既に行っております。教育委員会では、その実践を参考に平成25年度に飛散防止フィルム30メートルロールを7本購入し、各小・中学校に配付して、避難通路の危険箇所への張りつけをお願いしてあります。今後も防災管理として、安全を確保する施設整備の取り組みとして行っていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で、山口議員の防災教育についての答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

2番 山口政治君。

2番（山口政治君）

避難指示の方法として、デジタル化を目指しておられるということなのですが、一刻も早いデジタル化をお願いするとともに、小学校の飛散防止フィルムは、現在そのように進行しているということであれば、大変ありがたく思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

これで、山口政治君の一般質問を終わります。

続きまして、9番 大沢まり子さん。

一問一答方式の申し出、またパンフレット等を活用しての質問の申し出がありましたので、これを許可します。

9番（大沢まり子君）

議長にお許しをいただきましたので、大きく3点にわたって質問をさせていただきます。

初めに、子育て支援に関しまして、2点お伺いをいたします。

今議会で条例が上程されておりますが、来年4月から施行予定の子ども・子育て支援新制度は、我が国の全ての子育て家庭への支援を行うことにより、一人一人の子供の健やかな成長を支援するための重要な施策であり、子供や保護者の置かれている環境に応じ、保護者のニーズなどに基づいて、幼稚園、保育所、認定こども園などの多様な施設、事業者からそれぞれの特徴を生かした良質かつ適切な教育、保育、子育て支援を総合的に提供することを目的としています。

新制度におきましては、私立幼稚園に在籍する子供（1号認定）に対する施設型給付は、当分の間、全国统一費用部分、義務的経費と地方単独費用部分、裁量的経費を組み合わせる一体的に支給され、地方単独費用部分は、国の示す水準に基づき地方財政措置がなされることとな

っております。新制度の目的であります幼児教育の提供体制をしっかりと確保するためには、御嵩町におきましても、国の水準に基づく施設型給付をしっかりと支給できるようにすべきではないでしょうか。

現在、全国的にもほとんどの私立幼稚園で、私学助成の対象として預かり保育が実施をされており、パートタイムなどの就労をしている保護者の子供の受け入れ先として重要な役割を果たしています。新制度におきましては、預かり保育は私学助成ではなく、市町村が幼稚園に委託をして実施する一時預かり事業として実施されることとなります。新制度への移行により、私立幼稚園での預かり保育の利用ができず、保護者の混乱を招くことがないよう、現在実施されている幼稚園に対し、一時預かり事業を確実に委託していくべきと考えます。

新制度では、認定こども園への移行を希望する幼稚園があれば、認可・認定基準を満たす限り、県が特例を設け、認可・認定が行われるようにする仕組みが設けられております。一方、市町村によっては、認定こども園への移行に伴い、必要となる施設整備への財政支援や既存の保育所への配慮から、幼稚園が認定こども園に移行することについて消極的な対応をとっているところもあると伺っております。認定こども園は、就労の有無にかかわらず施設利用が可能であることから、保護者などの評価も高くニーズも多いと伺っております。

質問の1つ目です。

新制度実施に当たり、私立幼稚園は新制度に移行するか、引き続き現行の私学助成を受けるかの選択を行う必要があります。こうした選択をみずからの意思と正しい情報に基づき、園児などの保護者や地域の状況などを踏まえて、的確に選択できるよう支援することが町に求められているわけですが、相談窓口などの体制は整えられていますでしょうか、お伺いをいたします。

質問の2番目です。

御嵩町としては、今後の子供の人口動向をどう見ていますか。資料にいただいております働くお母さん、子育て中のお母さん、これから子育てをする方たちへの調査はされてみえますか。こういった子育てに関する新しい体制になっていく中で、幼児教育、保育施設に関しての今後の計画はどのように考えてみえますでしょうか、お伺いをいたします。お願いいたします。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

それでは、大沢議員の御質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立しました子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う

関係法律の整備等に関する法律の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

子ども・子育て支援新制度の成立により、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくとともに、消費税の引き上げにより確保する約7,000億円を含め、追加の恒久財源を確保し、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質と量の拡大を図るものであります。子ども・子育て支援新制度は、平成27年4月の本格施行が予定されているため、市町村は地方版子ども・子育て会議での意見を聞きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、事業を実施していくこととなります。

御質問は、子育て支援について2点であります。

第1点目の御質問は、新制度の円滑な移行のための体制は整っているかという御質問であります。

現在、御嵩町では、子ども・子育て支援計画を年度内に策定できるよう鋭意努力をしているところであります。この計画を策定するに当たり、御嵩町子ども・子育て会議を開催し、委員の意見を踏まえて、特定教育、保育施設の利用定員及び特定地域型保育事業の利用定員並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、調査・審議を行っております。

なお、委員は、幼稚園、保育園の施設代表者や保護者の代表者、子ども・子育てに関する施設や団体などの方々13名で組織しております。

現行の制度においては、幼稚園は文部科学省の管轄であり、私学助成による補助及び市町村からの就園奨励費補助金が、また保育所は厚生労働省が管轄し、保育所運営費補助による財政措置となっております。4月から施行されます子ども・子育て支援新制度は、認定こども園の認定手続を簡素化するなど、認定こども園の増加を図り待機児童解消を目指しております。

新制度に移行する幼稚園、保育所では、内閣府が一括して管轄し、施設型給付に一本化されることとなります。従来は、私立幼稚園への情報提供、指揮監督は実質は県から直接行われております。私立幼稚園が新制度により施設型給付の幼稚園、または認定こども園に移行した場合、または移行しようとする場合は国の制度が一本化されていることなどから、御嵩町の現行の組織機構の中では福祉課が代表して相談などの窓口を担っていくこととなります。

また、制度をより効果的に運用していくための事業者への的確な選択のための情報提供などについては、福祉課と県・町教育委員会と連携しながら、今後対応準備をしております。

新制度による施設型給付を受けるか否かは、各幼稚園の判断に委ねられております。

なお、新制度への移行は、制度施行初年度だけではなく、いつでも可能な柔軟な仕組みとなっております。

現在、幼稚園で実施されている預かり保育は、新制度へ移行した場合は、一時預かり事業と

して市町村からの委託となります。移行しない場合は、従来通り私学助成による預かり保育への助成となります。新制度移行により一時預かり事業となった場合には、町として対応してまいりたいと考えております。

第2点目の御質問は、今後の子供の人口の動向をどう見るかということであります。

今後の子供の人口の推移につきましては、議員からの資料要求がありましたので、平成31年度までの推計の資料を出させていただいております。ゼロ歳から11歳までの子供の数の各年度の推計は、平成22年度から平成26年4月1日の住民基本台帳人口、平成21年度から平成25年度の母親の年齢別出生数、男女別出生数をもとに推計をしております。平成31年には、平成26年の1,776人から143人減少して1,633人になると推計しております。年齢別に見ると、6歳、8歳、10歳は増加していますが、その他の年齢は全て減少すると推計しております。

次に、働くお母さん、子育て中のお母さん、これから子育てをする人たちへの調査についての御質問であります。

国においては、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、平成24年度に子ども・子育て支援法を初めとする子ども・子育て関連3法を制定し、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援の量の拡大や質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月に本格的に開始される予定となっております。

御嵩町では、新制度への移行に当たって、国が定める基本方針に基づき、地域のニーズを踏まえた子ども・子育て支援事業計画を現在策定中であります。

御嵩町では、昨年度末に組織された御嵩町子ども・子育て会議を核に現在作業を進めていますが、策定に先立ち、計画の基礎資料を得ることを目的に、平成25年11月から12月にかけて小学校6年生以下の児童を持つ保護者を対象に子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施いたしました。就学前児童保護者に対しては、保育サービスの利用状況や利用意向、病気・病後の対応、子育て支援事業の利用状況や利用意向、小学校就学後の放課後の過ごし方、仕事と子育てなどについて尋ね、また小学生の保護者に対しては、放課後児童クラブの利用状況や利用意向、病気・病後の対応、仕事と子育てなどについて尋ねております。

次に、幼児教育、保育施設に関しての今後の計画についての御質問ですが、新制度では、保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善などを目指し、子ども・子育て支援計画を定めて計画的に取り組むこととされております。

町内には、老朽化が進む中保育園、中児童館などが存在し、今後のあり方を早急に検討すべきであると考えております。制度の変更なども相まって、課題解決への取り組みがおこなわれていますが、今年度中に施設の方向性を導くための検討委員会を立ち上げ、早急に方向性を示すことができるように進めていきたいと考えております。

以上で、大沢議員への答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

御答弁ありがとうございます。

この資料をいただきました子供さんの状況につきまして、本当に5年後、6年後には子供さんの数がかなり減っていくという状況にはあると思いますけれども、現実ニーズ調査もされていると思います。結果は今お話しされませんでしたけれども、尋ねましたということでありましたが、低年齢3歳以下の子供さんの預かりがかなりふえているというのは、これは働くお母さんにとってもすごく重要な課題でありますし、当然だと思いますけれども、そういった中で今この状況を見ますと、中保育所も定数よりも8名多いですし、御嵩保育園も定数より9名多いというような、かなり定数を超しているような状況になっております。そういった意味から、幼保一元化の認定こども園というのは、とても必要な施設ということになるのではないかと思います。ですので、やっぱり認定こども園に対しての移行というものを、これからは重要視して取り組んでいっていただきたいなあと考えておりますので、そういったことから、また子ども・子育て会議、これは今までに何回ほど開催されて、これからあと何回開催されますでしょうか、教えていただけますか。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

町の子ども・子育て会議の関係なんですけど、開催のほうはちょっとおこなっている状況なんですけど、現在までに2回開催をさせていただいています。昨年度末と、それから今年度8月の2回。

なお、今年度中の計画策定ということですので、今後も数回の会議を重ねながら計画策定を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

[9番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

子ども・子育て会議、ちょっと今、部長の口からもちょっとおこなっているというような御答弁ございました。参加されている委員の方からも、おこなっているのではないかとのお声もい

ただいておりますので、今後あと数回と言われましたけれども、しっかり取り組んでいただいて、中身の濃い協議をしていただきたいと思います。これは議事録は、インターネットなんかを見ますと、この議事録を公開している自治体もたくさんございますけれども、議事録は当然とってみえると思いますけれども、これはいつでも公開できる状態にあるのかということと、子育て会議を傍聴することができるかということをお尋ねしたいと思います。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

子育て会議の会議録につきましては、記録がありますので、見たいということであれば公開することは可能であります。

それから、会議のほうの傍聴につきましても、今のところその傍聴については想定はしていないんですが、申し出があればそれについて検討していきたいというふうに思っております。

[9 番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

9 番 大沢まり子さん。

9 番（大沢まり子君）

ありがとうございます。

もう 1 点、先ほどの中保育所、中児童館について、今年度中に検討委員会を立ち上げるということで行われました。25年度の次世代育成計画の進捗状況を見ましても、重要な課題であって検討を早急にするという、毎回そういうふうに乗っているような気がしますので、もう本当に真剣に考えていただいて、先ほど防災の話の中でも飛散防止フィルムの話がございましたけれども、いつも中保育所へ行きますと、あそこの廊下側の壁がもう薄いガラスの板になっておりますので、もう早急にああいうところにも防止フィルムというのは、いずれ建てかえということもあるかもしれませんが、現状いつ地震が起きるかわかりませんので、子供さんの命、またけがのないようにということで、防止フィルムはちょっと一つ要望しておきたいと思っております。余分でしたけれども、申しわけございませんがお願いしたいと思います。

この 1 番の質問につきましては、以上で終わらせていただきます。

続きまして、2 点目の高齢者のボランティアポイント制度の導入について、お伺いいたします。

超高齢化社会を迎える中で、元気な高齢者につきまして、要介護にならないための生きがいづくりや社会参加促進など、介護予防につながるいろいろな施策を展開する必要があります。

先ほども岡本議員からもシルバー人材センターの質問がございましたけれども、それも一つ

の生きがいづくり、社会参加促進だと思っておりますが、地域の実情・特性を踏まえた形で進めるべきと考えますが、高齢者が地域でボランティア活動に従事することによって、社会参加や地域貢献を促すとともに、高齢者自身の介護予防につながるとして、大いに期待をされている取り組みを推進している自治体がふえてきております。

二、三御紹介いたしますと、三重県松阪市では、市内在住の65歳以上の方が介護に関するボランティア活動を通じ、自身の健康増進と介護予防を図り、生き生きと暮らすことのできる地域社会づくりを推進することを目的に、平成25年1月からポイント還元による実質的な保険料負担の軽減も図れるものという形でスタートいたしました。

また、岡山県の倉敷市においては、高齢者の方が介護保険施設などでボランティア活動を行い、その実績に応じてたまったポイントを換金できる仕組み、倉敷市介護支援いきいきポイント制度を平成22年10月1日から実施されております。

また、愛知県の豊明市におきましては、平成24年10月からスタートをさせました高齢者ボランティアポイント制度、通称アクティブシニアクラブが大きな広がりを見せ、登録者数が当初の6倍にふえております。

また、このボランティア制度を後押ししているのがボランティア交流会、豊明市の場合ですけれども、活動に参加している人や受け入れ施設の担当者が一堂に会し、情報や意見を交換することで、より充実した活動への活力になっているということでもあります。また、ボランティアスキルアップ研修会も年2回開催され、参加者の技術の向上を図っています。

国民健康保険には、利用されなかった人への記念品というのがあるそうでございます。また、後期高齢者医療保険につきましても、今現在検討されていると伺っております。

私もボランティア活動を1つグループの中でさせていただいているんですけれども、ほとんど私よりずうっと上の方ばかりなんです、そういったお元気な高齢者の方からも、介護保険を使っていないのに、私たちには何も還元されんのかねというようなお声も時々お耳にします。

こういった意味からも、他の自治体の取り組みを参考に御嵩町に合ったボランティアポイント制度の導入を求めるものですが、御見解をお伺いいたします。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

それでは、御質問にお答えします。

御質問は、高齢者のボランティアポイントの制度の導入についてであります。

高齢者ボランティア制度は、65歳以上の高齢者が介護福祉施設などで、行事の補助やお手伝い、利用者の話し相手などをすることでポイントがもらえるシステムで、ポイントがたまると

商品券などに交換できるというものです。活動により地域社会に貢献できる喜びや生きがい
得られるとともに、自分自身の介護予防や健康増進にもつなげることができると言われており
ます。

議員から御指摘がありました三重県松阪市では、65歳以上の方がボランティア保険に加入し、
市内の介護保険関連事業所で、レクリエーション活動への参加や支援、お茶出し、配膳、下げ
膳、喫茶などの補助、散歩や館内移動の補助などを行い、30分の活動につき1スタンプを取得。
1スタンプは50円相当で、事業所の担当者がボランティア活動を確認後、活動手帳にスタンプ
を押印します。ただし、1日で取得できるのは最高4ポイントまでで、年間20ポイント以上た
めた方は、ポイントの還元として介護保険料の負担軽減や協賛する企業・店舗で使用すること
ができます。年間交換できるポイントは、上限100ポイント、5,000円までとなります。残って
いるポイントについては、1年間持ち越しができることとなっております。

また、愛知県豊明市では、2012年10月の開始時点で、ボランティアの登録者は36人でしたが、
昨年度末時点で212人と大幅に伸びてきております。

介護予防や高齢者の生きがい、居場所づくり、社会参加などの観点からも非常に効果があり、
高年者ボランティア制度を導入している自治体もふえてきております。

御嵩町においても、単純なものです。平成25年4月からみたけ健康館で高齢者によるボラ
ンティアに対するポイント制度を行っています。現在23名が登録しており、15名から16名の方
にボランティアとして高齢者筋トレフォローアップ教室のお手伝いをさせていただいております。
1回のボランティアで100円分のポイントがもらえ、それを自分自身の高齢者筋トレフォロー
アップ教室の参加料として使うことができるというものです。フォローアップ教室の参加料は
1回100円ですので、ボランティアをすると1回ただで教室に参加できるというものでありま
す。今後、既に取り組んでみえます他市町村の事例も参考にしながら、現状実施しているみた
け健康館でのボランティア制度も含める形での御嵩町に合った高齢者ボランティア制度を研究
していきたいと考えていますので、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、大沢議員への答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

今、みたけ健康館のほうでは、既にポイント制度という形で取り組んでくださっているとい
うことをお聞きしました。そういった形でのものを本当に町全体に広げていっていただきたい
と思います。

平成20年の東京の稲城市というところが一番初めにこのポイント制度というのを取り入れて始めてみえます。ここのボランティアの方は、介護支援ボランティア手帳というのがございまして、そこに内容もきちっと書いてスタンプも押せるようになっているという一つの手帳がいただけるわけですが、これも社協のほうで管理しているという形で行ってみえますし、地域支援事業交付金というようなお金を使ってやってみえるという形がありますので、そういったことの事例を参考にさせていただいて、私自身もボランティアを今少しやらせていただいていますけれども、それは全くの無償で社協のほうに登録してやらせていただいているんですけれども、そういった現在もう既に頑張っている方も含めた中で、そういった制度をまた活用していただけたらと思います。

これは荒川区とか八王子市のチラシですが、どこでも大抵同じような形で年間5,000円までポイント付与ができる、またそれを換金することができる、口座に振り込んでくださるという自治体もございまして。

そういったことで、皆さんが今まで以上にボランティア活動というものを継続していくためには、これからの方たちも参加していただくためにも、こういったポイント制度というのは重要だと考えますので、前向きな御検討をしていただけたらと思いますが、よろしくお願いたします。2番目は終わります。

最後に、介護マークの活用について、お伺いいたします。

一般質問の締め切りの日に、9月1日に県より配付が開始されます介護マークというものの情報が入ってまいりました。

3番目の質問になりますけれども、この介護マークというものを周知徹底していただきたく、質問させていただくことにしました。

この介護マークは、ここに県からのチラシがございまして。この形のものが介護マークと申しますが、私ども公明党岐阜県本部女性局、昨年、県知事への予算要望を行い、実現につながったものでございまして。わずかな予算ではございまして、知事も賛同していただき、予算を組んでいただきました。この9月1日に各市町村にこのマークと、あと入れるケースが配付されたと思いますし、このチラシも届いているかと思っております。

認知症の方の介護というのは、他人から見ると介護しているのかどうか分かりにくく、トイレの付き添いなどの際、また男女差があったりということがありますので、誤解や偏見が持たれることがあります。そのため、介護中であることを周囲に理解していただくために、このような介護マークというのが静岡県で初めてつくられました。それを岐阜県でも取り入れていただきたいという要望を出したわけですが、これが届いております。町民の皆様これに徹底して周知していただきまして、利用される方もそうですし、周りの方も知って

いなくては利用する意味がございませんので、利用しやすいものにしていただきたいという思いから、これをどのように活用されていかれるかをお伺いしたいと思います。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

それでは、大沢議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、県から配付された介護マークの周知・活用についてであります。

介護マークは、介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくためのもので、例えば男性の介護者が女性の下着を購入するときや公共のトイレに付き添うときなど、周囲の方から偏見や誤解を受けることがないようにするという効果が期待できます。

介護マークにつきましては、9月1日から利用できるよう、役場の地域包括支援センターや直接介護者の方と接する各事業所のケアマネさんを通じて、必要な方に説明と配付をお願いしております。岐阜県全体では、チラシ、それから先ほど提示がありましたチラシと、それについています介護マーク、それから吊り下げ式の名札、ケースが8,000セットつくられておりまして、御嵩町には100セット分が岐阜県より割り当てられております。

この介護マークの周知と活用についてですが、町や地域包括支援センターの広報紙やホームページへの掲載やバロー、ラスパ、老人憩いの家や役場など、多くの方が集まる場所にポスター掲示をするなどして、広く町民の方に介護マークについて知っていただけるよう周知を行っております。今後も介護者の方が介護中であることを周囲に理解していただき、地域で高齢者等を支えていくことができるよう介護マークの普及と周知に努めてまいりたいと考えております。

大沢議員からも、周知等についてよい御提案をいただければ柔軟に対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、大沢議員への答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

御答弁ありがとうございます。

9月4日付では、御嵩町のホームページのほうにもアップしてございました。ありがとうございます。私としましても、この場をかりて、ケーブルテレビをごらんの方にこれを周知したいという思いもございます。こういったことが始まりましたので、どうか皆さん、よろしくお

願います。

以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

これで、大沢まり子さんの一般質問を終わります。

以上で、通告のありました町政一般に対する質問は終了いたしました。

議案の委員会付託

議長（加藤保郎君）

日程第3、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています認定第1号から認定第6号までと議案第43号、議案第44号、議案第47号から議案第49号までの11件について、質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

それでは、認定第1号 平成25年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

決算書の主要施策の概要の15ページ、環境モデル都市推進室のところの4の1の6の1というところですが、ここのところにみたけクリーンエネルギー推進協議会委員報酬というのが17万900円上がってきておりまして、これは平成24年、去年は3万8,800円というものでしたけれども、この会の目的と、それから去年より大幅にふえた理由を教えてください。

議長（加藤保郎君）

環境モデル都市推進室長 須田和男君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（須田和男君）

ただいまの岡本議員の御質問にお答えします。

みたけクリーンエネルギー推進協議会の委員につきましては、御嵩町のエネルギー施策について年に数回会議を開催させていただいておりました。そういったところで、昨年度、環境モデル都市行動計画、いわゆるアクションプランですね、こちらのほうと地球温暖化対策の区域施策編という2つの計画を策定するというので、そちらのほうの検討委員もこちらのクリーンエネルギー推進協議会の委員さんをお願いをしました関係で、このアクションプランの策定

委員としての役割を担っていただきました。そうしました関係で、会議を多くさせていただきました関係で、報酬が上がっておるということでございます。よろしくお願いします。

議長（加藤保郎君）

そのほか。

[挙手する者あり]

2番 山口政治君。

2番（山口政治君）

主要な施策の17ページで47の2の1の7の15、御嶽宿ポケットパークですが、石柱の工事で94万5,000円ですが、景観補助金のほうから65万8,450円が流用されておるわけですが、この辺の経緯というか、適正であったのかをお聞きしたいと思います。

議長（加藤保郎君）

環境モデル都市推進室長 須田和男君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（須田和男君）

山口議員の御質問にお答えします。

御嶽宿のポケットパークの整備工事ということで、この資料にもございますように整備工事のほうを平成24年度の繰越事業ということで施行いたしました。その後、改修いたしまして運用しておったわけですが、民地からの進入路等から車が公園内に入るというようなことで、お話をいただきまして、そういった対策をとる中で何か景観に配慮したものはないかという検討をしまして、今現在の岐阜にある中山道17宿の宿名を書いた石柱を建てて柵のかわりといいますか、車両進入の柵にしております。

こちらにつきましては、景観修景のほうの19のほうから流用させていただいておりますが、このポケットパークのふれあい遊歩道の予算等の残金プラス景観修景の補助金、こちらのほうが同じ社会資本整備総合交付金、その中のまちづくり交付金の財源が入っておりますので、こちらのほうから流用しまして工事執行させていただいたということでございますので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

それと関連するんですけども、今、景観修景補助金の話が出たわけですが、それで当初予算、これ25年度1,700万円上がっておりまして、当時25年度の予算時の説明では、この25年は補助率を上げておりまして誘導化を図っていくということで、とにかく御嶽宿の再生というこ

とで、面というところで考えていくと。補助率を上げて、誘導化を図っていった成果を出したということだったんですが、これ決算では5件で310万円ということで、残った分といいますか、非常に流用した分のほうが大きいわけですが、この景観修景についてはどういう地元合意だとか、それからどういうふうにならざるを得ないのか、今考えておられるのでしょうか。非常に達成度が低いと思うんですけども。

議長（加藤保郎君）

環境モデル都市推進室長 須田和男君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（須田和男君）

岡本議員の御質問にお答えします。

今、御指摘いただきました景観修景につきましては、御指摘のとおり25年度は1,700万円という予算を計上させていただきました。こちらの御嶽宿の景観修景につきましては、平成10年代後半から地元の方等といろいろ協議をしまして、何とか御嶽宿を盛り上げ、誘客活性化を図りたいというようなことで、何度か会議を重ねてまいりまして、平成24年度には景観形成のガイドラインというものを策定いたしております。そのガイドラインに沿って、景観修景をした方に補助金を交付するというので、25年度に要綱を策定し、運用してまいりました。

今、御指摘のように、この補助金にはまちづくり交付金事業ということで、国の補助金が入っております。活動するということの意味で、当初3分の2の補助を予定しております。建物については100万円とその他看板であるとか、そういったものに対する補助を分けて、マックス130万円ほどの補助金が1件当たり交付できるということで、あのエリアの中の店舗並びに各家庭を回りまして、何とか景観の修景について御協力をいただきたいということで、お願いをしながらこの補助制度も周知しました。が、やはり以前からちょっと問題にはなっておりましたが、なかなか投資して建物を直して、また後々まで使っていこうとか、跡を継ぐ息子様とか、そういった方がいないというようなこととか、景観よりも、御年配の方につきましては、中の段差を解消したり、内装をなぶったことのほうが先だというような御意見もいただきまして、結果的に今回25年度につきましては5件、これは全て商店の方ですが、こちらのほうの協力をいただいて補助金を交付したということでございます。この額に示すとおり310万円ですので、マックス130万円もそれぞれお使いにならずに景観形成について御協力をいただけたということでございます。

なお、今年度も額は減らしましたが、補助金を率は落としますが予算化しておりますので、引き続き御協力は求めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

[挙手する者あり]

1 番 高山由行君。

1 番（高山由行君）

課長に質問が集中しますけど、私もまちづくりのほうで大変危惧しておりますが、主要な施策の17ページの地域づくり施設整備助成事業で、これ当初が多分900万円、2件の分を予算計上しておったと思いますが、1つは華ずしさんがやられたということです。1つは伏見の方の施設整備をするという予算でしたけど、1つの方がやられなかったということに対して、少し御説明を願いたいと思います。

議長（加藤保郎君）

環境モデル都市推進室長 須田和男君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（須田和男君）

それでは、高山議員の御質問にお答えします。

地域づくり施設整備900万円予算化しましたが、450万円の執行ということで、御指摘のとおり、当初見込んだ1軒分450万円が未執行となりました。

これにつきましては、伏見宿の中にある旧家、古民家ですね、こちらのほうを現在団体さんが立ち上げられまして、お休みどころとして運営しておもてなし業務をいただいております、その古民家を再生するというので、こちらのほうは有形登録文化財ということで、文科省のほうの認定もいただいた建物でありまして、持ち主の方も何とか改修して後世に建物を残していきたいという思いで今頑張っておられます。

ただ、大きな改修を予定されておまして、なかなか改修に踏み込めていないことと、あと国のほうからの補助金もちよっといただくようなこともおっしゃってみえまして、そちらのほうの手续もまだ済まされてないと。そちらとあわせて町のほうへ何とかお願いしたいというようなお話もいただいております、計画が消えたわけではありませんが、継続しておりますが、25年度にはちょっとそこまで至らなかったということでございまして、未執行となっております。よろしくお願ひします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

これも環境モデル都市推進室で済みません。御嵩版、67の4の1の6の1というところで、一番下の段、レッドデータブック印刷製本費のところ79万8,000円ですけれども、これは何

冊印刷されたかということと、それからこれ、どこの範囲まで配られたかということです。お聞きしたいのは、当初予算のときに学校の先生方にもぜひ配ってほしいという要望が上がっていたと思うんですが、そういうところにも配っていただけたかどうかをお伺いいたします。

議長（加藤保郎君）

環境モデル都市推進室長 須田和男君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（須田和男君）

学校等とか県のそういった関係機関へも配付はしておりますし、一般の方へは販売ということとでさせていただいております。

なお、印刷部数については200部ということで、印刷をさせていただきました。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

亜炭鉱廃坑対策室のほうで1つお伺いをいたします。105の11の3の1の19というところで、充填技術協会負担金5万円ですけれども、この5万円、この技術協会へ入るメリットといいますか、なぜこれが必要なのかということをお伺いします。

議長（加藤保郎君）

亜炭鉱廃坑対策室長 鍵谷和宏君。

亜炭鉱廃坑対策室長（鍵谷和宏君）

議員の質問にお答えしたいと思います。

充填技術協会につきましては、御嵩町につきましてはずっと前から、ちょっと年数はわかりませんが、加入している経緯がございます。充填技術の研究は非常に難しいところがございます。地下に充填材を入れるというところで、その辺の知見というのが非常に重要になってきていると思います。御嵩町が目指します充填工事の研究のために、広く知見を求めたいというところから負担金を支払って、その辺の研修とか、そういうのに参加させていただいている状況でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

ただいまの御説明いただいたわけですが、ここ協会の加入者一覧表というのは出ますでしょ

うか。もし出るんでしたら、これ総務委員会のほうへ付託になるので、そちらのほうで、いま一度一覧表を配っていただいて説明をお願いしたいと思います。

議長（加藤保郎君）

亜炭鉱廃坑対策室長 鍵谷和宏君。

亜炭鉱廃坑対策室長（鍵谷和宏君）

今の一覧表でございますが、現在御嵩町のほうには協会から配付されていない状況でございます。一度協会のほうに確認いたしまして、対応させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

説明書の42ページなんですけれども、ちょっと説明のときに聞き漏らしたのかもしれませんが、申しわけございません。

スポーツ振興センター災害給付金についての御説明をお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

このスポーツセンター災害給付金につきましては、学校で事故があった場合に保護者のほうへ保険ということで出しておるものでございますので、よろしくお願いをいたします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

去年はゼロで、今年度は60万ということは、かなりのすごいあれがあったということでしょうか。お願いします。

議長（加藤保郎君）

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

25年度から新しく制度ができました。それ以前まではこの会計処理、予算計上をせずに通帳で管理をしておったものを、25年度から新たに制度として一般会計のほうへ収入で入れまして

歳出するという手続的に変わったものですから、25年度から入ってきたということでございます。以上です。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

47の2の1の7の13で、伏見ふれあい遊歩道管理事務委託料ということで7万350円についてですが、これは当初予算では21万円計上されていまして、当時の予算のときの説明では、遊歩道の使い方も含めて、よりよい提案をしてくれた団体に管理をしていただくということで、年3回やっていただくという説明でしたが、当初21万円計上されていて、今回7万350円ということなんです。これどういう提案がなされたのか、それでどうして今回この決算では少なくなっているのかの説明をお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

環境モデル都市推進室長 須田和男君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（須田和男君）

岡本議員の御質問にお答えします。

伏見ふれあい遊歩道の管理委託料でございますが、当初予算、御指摘のとおり21万円組みましたが、当初いろいろ年間の管理委託ということで、草刈りであるとか、あと有効活用を提案していただいて、そういったものに対する材料として使っていただくというようなことで予定しておりました。が、この遊歩道そのものが完成したのが、11月だったと記憶しておりますが、年の終わりごろであったというようなことで、その管理する期間が短くなったということで、この草刈り等の管理委託を数回見ておりましたが、その回数が大幅に減ったということで、決算額のほうは7万円ほどの決算となっております。よろしく申し上げます。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

今の件ですけれども、どういう提案で、どういう有効活用の提案がされたかということも含めて、総務委員会のほうで一度議題として取り上げていただきたいと思います。

それから、先ほど申しました充填技術協会の負担金についても、総務委員会のほうで一度御検討をお願いいたします。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで認定第1号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生文教常任委員会の所管部分につきましては、民生文教常任委員会で審査をしていただき、総務建設産業常任委員長にその審査結果の報告をしていただきますようお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

認定第2号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで認定第2号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第2号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

認定第3号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第3号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第3号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

認定第4号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第4号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第4号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

認定第5号 平成25年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第5号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第5号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

認定第6号 平成25年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第6号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第6号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

議長（加藤保郎君）

議案第43号 御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

条例の制定において、議案書の8ページの条例の中の第2条第3項「所有者」とありますが、空き家のほうも町民のほうも「等」という言葉、それ以外のあるものについては、例えば町民等という指定ですけど、その中には町民と、もしくは通勤し、通学する者、そのほかにあるときは「等」という言葉がありますが、この所有者だけが「等」という言葉がありませんが、ちょっと違和感ありますけど、そこら辺の説明をお願いします。

それともう1つ、第5条の実態調査という項目で、最終調査を行うものとするというのは、目視で行うのか、それなりの関係法令に則した調査を行うのか、その2点、お聞きします。

議長（加藤保郎君）

総務防災課長 山田徹君。

総務防災課長（山田 徹君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、第2条の第3項、4項のあたりでございますが、所有者につきましては、ここに書いてありますとおり、所有者、管理者、または占有者であれば、これで全て網羅できるというような考えでございます。あと、町民等につきましては、ほかにも考えられるというような、関係者というような意味合いもございます、幅広いという意味で町民等というような表現ですので、御理解よろしくをお願いします。

それと、先ほどの目視等というところにおきましては、もちろんあらゆる手だてを使って調査を行っていききたいというような形でおりますので、議員がおっしゃられるようないろんな関係の書類とか、そういったものもあれば、そういったものも含めまして調査を行っていくということで、総合調査というような意味合いでございますので、よろしくお願いたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで議案第43号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第43号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

議案第44号 御嵩町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで議案第44号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第44号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

議案第47号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで議案第47号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第47号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

議案第48号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで議案第48号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第48号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

議案第49号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第49号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第49号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議案の審議及び採決

議長（加藤保郎君）

日程第4、議案の審議及び採決を行います。

議案第38号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

補正予算のほうの13ページですけれども、福祉向上基金費というところで、説明では、昨年漏れていた分とソロプチミストの分を積み立てるということですが、これなぜ昨年漏れていたということになったのでしょうか、その事情を説明してください。

議長（加藤保郎君）

総務防災課長 山田徹君。

総務防災課長（山田 徹君）

ただいまの御質問でございますけれども、今回はここにございますように5万円というように、ソロプチミストさんの寄附金の部分とあわせて、昨年、実は9万3,000円の部分が、これはまことに申しわけないんですけれども、補正をしておきながら積立金として実行していなかったというようなことで、事務的な漏れでございます。まことに申しわけございません。これを改めまして、今年度に入りまして積み立てさせていただくということで、5万円と9万3,000円を合わせて14万3,000円の補正をさせていただいたということですので、よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

同じく13ページのまちづくり推進費のところ、ふるさとふれあい振興基金積立金というところで、ちょっと説明を聞き漏らしたかと思いますが、これ景観修復に関しての過充当金を戻すためということだったと思いますが、もう少し説明をお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

総務防災課長 山田徹君。

総務防災課長（山田 徹君）

ただいまの御質問でございますけれども、昨年まちづくり推進費の関係で、景観修景補助金というのが100万円いただいたんですけれども、その分を計算せずに、単に振興基金積立金のほうでこの100万円を崩して使ってしまったという部分、その分が補助金でいただけた分は除くというようなことで、今回、過充当ということで100万円を戻し入れるということで、戻し入れさせていただくというものでございます。よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑は。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

13ページの役務費48万円というところで、これは通訳ガイド料だということで3日間ということなんですが、1日16万円ということになるんですけれども、非常に高い気がするわけですが、これはどういうことでこういう値段になるのか、説明をお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

企画課長 各務元規君。

企画課長（各務元規君）

これは、専門的な日常的な会話ということではなくて、日本の文化とか、そういったものが理解ができて通訳ができると、そういった人たちということで、JTBさんの見積もりによりまして、こういった数字となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

[挙手する者あり]

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

14ページの子ども・子育て関連3法の法規整備の支援委託料ということで80万円ですけど、これ委託先はどういったところになるのでしょうか。

議長（加藤保郎君）

福祉課長 佐久間英明君。

福祉課長（佐久間英明君）

今回、今想定していますのは、できれば今現在町の例規等の管理なんかを委託している業者がありまして、そちらのほうで金額的な基準の範囲内で委託をしていければと思っております。以上です。

議長（加藤保郎君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、ただいまの質問に答えさせていただきます。

子ども子育て関連3法の施行に伴って、今回の定例会でも新規条例を出しておりますし、それ以外でも規則・要綱等にかなり広範囲に及ぶということでもありますので、現在条例、例規集の扱いを株式会社ぎょうせいが行っております。町の例規集には深く精通しておりますので、ここに委託をすることによって、関連法令、漏れがないかをやっていただくということで、今

回の補正予算の計上ということですので、よろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 高山由行君。

1 番（高山由行君）

補正予算書の16ページ、教育費ですけど、2行目の学校給食センター費、設計委託で16万2,000円を今回補正増額、求めているわけですが、道路工事などのように避けがたい理由があり、事故繰越になった部分と違いまして、私たちは平成25年度の当初予算で、こういうものがあるから予算1,641万円でしたか、説明がありました。説明を聞きましたけれども、そのような予算を認めてきたわけです。

そして、今回また設計委託ということで、その前の年の平成24年度の予算要求のときにそこら辺の設計はしっかりできておったのか、どのような感じでしっかりとした設計のもと予算要求してあると思って私たちは予算を認めておるわけですので、そこら辺の見解をよろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

高山議員の御質問にお答えをいたします。

平成25年度の26年度予算要求の時点で1,600万円、給食センター内の全ての配管工事の見積もりをいただきまして予算計上をいたしました。その時点では、この工事は夏休み期間でできるという判断で、工事予算を計上いたしておると思います。

ですけれども、実際5月の時点で詳細に設計等入りしましたら、夏休み期間の1カ月弱ではとても工事はできないということで、調理場の地下ピットの蒸気配管のみを今回工事を発注いたしました。

その後、一番問題なのが機械室のボイラー配管なんですけれども、ここは当初からいろいろ修理をいたしたり、ボイラー交換をいたしまして、現在の状況が当時の図面と全く変わってしまっておったということが5月の時点で判明をいたしました。それで、実際これを取りかかるには専門の設計を出さなきゃいけないということで、今回16万の委託料をお願いするところなんですけれども、本来は26年度予算の10月の時点で、もう少し慎重に詳細に調査をいたした中で予算計上すべきだったということは大いに反省しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ただいまの質問の関連でありますけれども、これ現場の状況、いわゆる配管状況、特に地下ピット等の配管状況が違っておったと。その前に当然これ施工された施工図等は保存されておると思うんですが、その辺の精査というのはきちっとできておったんですか。例えば土木なんかで、新しいところに急に岩が出て設計変更するとか見直すとかいうことはあり得るんですけど、既設の施設を改修する場合に、当然その既設がどういう状況になっておるかというのを前提にして調査設計をやるはずなんですが、その辺のところ、どういう状態であったんですか。

議長（加藤保郎君）

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

谷口議員の御質問にお答えいたします。

今、問題になっておるのは、ボイラー室の機械室の配管の設計の監理の委託の関係で、特にボイラー室は先ほど御説明いたしましたように、一昨年度ボイラーを取りかえました。そこで、配管等もわかりまして、非常にこのボイラー室というところは複雑でございまして、とても一般の職員では設計をできないということで、今回、専門の業者に設計をしていただくように委託をお願いするというところでございます。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第39号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第40号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第41号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第42号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（加藤保郎君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月17日に民生文教常任委員会、19日に総務建設産業常任委員会をそれぞれ開催していただきますようお願いいたします。

次の本会議は9月26日金曜日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午後1時27分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

